

令和3年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年9月16日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 1 号 令和2年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 議案第 1 2 号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 令和2年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 令和2年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 発議第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 7 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第2号 常任委員会における閉会中の継続審査（調査）について

追加日程第2 発議第3号 議会運営委員会における閉会中の継続審査（調査）について

出席議員（11名）

1 番	岡 本 光 代 君	2 番	田 中 とよ子 君
4 番	土 井 茂 夫 君	5 番	立 野 暁 広 君
6 番	藤 井 利 一 君	7 番	貝 塚 嘉 軼 君
8 番	高 橋 金 幹 君	9 番	伊 藤 博 明 君
10 番	堀 川 賢 治 君	11 番	北 村 昭 彦 君
12 番	滝 口 一 浩 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	教育課長	吉野信次君
建設環境課長	渡辺晴久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	田邊義博君	会計室長	大竹伸弘君
代表監査委員	綱島勝君		

事務局職員出席者

事務局長	埋田禎久君	主事	市川可奈君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

議員の皆様方をお願いがございます。私語を慎んでもらいたいと思いますので、あらかじめ申し上げます。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーテーションを置きました。このため、議案の説明及び質疑応答については着席したままで発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

また、暑い方は議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

（午前 9時30分）

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第11号 令和2年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第11号 令和2年度御宿町水道事業会計決算の認定について説明いたします。

初めに、事業概要ですが、決算書12ページをお開きください。

3、業務（1）業務量の上段、イ、給水戸数ですが、年度末における給水戸数は3,851戸となり、前年度と比べ6戸増となりました。

内訳は、増となる新規加入が21件、開栓が28件で、合計49件、減となる給水の中止が43件となっています。

次に、ハ、給水量の表をご覧ください。

令和2年度中の給水量合計は90万6,705立方メートル、前年度対比では1.34%の減となり、1日平均水量は2,484立方メートルとなりました。

なお、南房総広域水道企業団からの受水量は39万5,433立方メートル、全体の約43.6%となっています。

昨年度は、降雨量が少なかったことから、受水量を増やし対応したことにより、給水量全体に対する受水量の割合が前年度に比べ5.8%の伸びとなりました。

水道事業においては、人口減少や生活様式の変化などから需要量が減少傾向にあることから、施設の更新については引き続き優先度を十分に精査するとともに、将来の人口推計等も踏まえた中で適切な施設能力を見極めながら対応していきたいと考えております。

次に、下段の二有収水量ですが、年間の有収水量は、5月調定分の水道料金において新型コロナウイルス感染症対策としての軽減措置を行ったことから、前年度に比べ13万256立方メートル減の71万7,021立方メートル、有収率は79.08%となりました。

令和2年度においては、特殊な要件もありましたが、有収率については施設の老朽化などから下降傾向にあるため、各配水池における深夜帯の配水量変化の確認など、漏水の早期発見と迅速な対応に努め、引き続き有収率の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和2年度に実施した建設改良について説明いたします。

11ページをご覧ください。

中段2、工事名（1）主要建設改良費の概要ですが、こちらは資本的収支、いわゆる4条予算に係る主な支出について表にまとめたものです。

2号ろ過池ろ材・表洗管及び原水弁更新工事は、原水をろ過し水道水とするための装置の能力を維持するため、3つのろ過池の更新を令和元年度から3か年計画にて行っているものです。

水道管路管理システム構築業務は、管路の検索や解除に係る事務の効率を図るとともに、漏水時の対応をスムーズに行えるよう、これまで紙媒体で管理していた管路図をデータ管理に移行したものです。

その他、1号ポンプ、送水ポンプ、ろ過池コントロールデスクの更新や町道の舗装修繕に合わせた鉛管交換、制水弁の老朽化に対応するための設置工事を行っております。こちらは税抜き額での表示とさせていただきます。施設の建設改良については安全な水を安定して提供できるよう、施設設備の老朽化の把握に努め優先度の高いものから計画的に更新を行っているところです。

続いて、経理状況について説明いたします。

1、2ページにお戻りください。

初めに、収益的収入および支出の上段、収入についてですが、水道事業収益は、前年度比8.3%減の3億554万2,299円となりました。

内訳は、水道料金などの、1項営業収益が2億19万5,102円、町と県からの高料金対策補助金や償却資産に係る長期前受金の当該年度戻入金などの2項営業外収益が1億534万7,197円となっています。

給水人口の減や節水型設備の普及、節水意識の定着、また新型コロナウイルス感染症緊急対策として、5月水道料金について合計3,418万1,205円の軽減を行ったことなどから、1項営業収益は、約3,580万円の減額、2項営業外収益は、新型コロナウイルス感染症緊急対策に対し町から1,000万円の補助があったことなどから、約800万円の増となりました。

次に、支出ですが、水道事業費用は、前年度比1.6%減の3億3,926万5,352円となりました。

1項営業費用の3億3,438万3,879円は、ダム・浄水場等の維持管理費、南房総広域水道企業団からの受水費、人件費や減価償却費などの支出であり、収益的支出全体の約98.6%を占めています。

2項営業外費用の488万1,473円は、企業債の利息や消費税精算等に係る支出です。

3項特別損失、4項予備費の支出はありませんでした。

次に、資本的収入ですが、決算書の3、4ページをお開きください。

上段、収入の299万2,000円は、水道加入金の納付額です。下段の支出8,408万5,045円となりました。

1項建設改良費の6,055万9,933円は、11ページにて説明いたしました、主要建設改良費のほか町道3路線などの鉛管交換の工事費及び当該事業に係る消費税等です。また、翌年度繰越額242万円は、令和3年度6月議会で報告いたしました新型コロナウイルス感染症対策地域創生臨時交付金を活用した水道料金のコンビニ収納に対応するシステム導入費であり、システム構築に一定期間が必要であることから繰越処理を行ったものです。

2項企業債償還金2,352万5,112円は、企業債の元金償還額です。中央監視制御装置整備のために平成28年度に借り入れた企業債の元金償還が令和2年度から始まったことから、前年度に比べ1,450万円の増額となっています。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,109万3,045円は、当年度分消費税資本的収支調整額522万9,325円と過年度分損益勘定留保資金7,586万3,720円で補填をしております。

続いて、5ページをお開きください。

令和2年度の損益計算書について説明いたします。

なお、以降については、消費税抜きでの記載となりますので、ただいま説明いたしました決算報告書とは消費税相当分の差異が生じておりますので、ご承知おきください。

1、営業収益は、(1)給水収益と各種手数料の(2)その他営業収益を合わせ1億8,204万98円となりました。

2、営業費用は、合計で3億1,823万5,179円となりました。水道水をつくるための受水費や浄水場の維持管理費等を支出した(1)原水及び浄水費や、浄水場から水道水を給水するための費用を支出した(2)配水及び給水費、水道料金や企業会計の運営費等を支出した(3)総係費、及び減価償却費、資産消耗費となります。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は1億3,619万5,081円となりました。

続いて、3、営業外収益ですが、定期預金や有価証券に対する受取利息及び配当金のほか、一般会計や県からの補助金、償却資産に係る長期前受金の当該年度戻入額など、合計で1億431万9,521円となりました。

4、営業外費用は、企業債の利息及び消費税精算金の雑支出の合計で488万1,473円、営業外収益から営業外費用を差し引いた額は9,943万8,048円となり、営業外収支を含めた経常損失は3,675万7,033円となりました。

5、特別損失の計上はございませんでした。

この結果、令和2年度の損益計算書において、純損失が3,675万7,033円となり、令和2年度未処分利益剰余金は最下段の3億1,217万9,056円となっております。

続いて7、8ページをお開きください。

貸借対照表について説明いたします。

初めに、7ページ、資産の部ですが、1、固定資産は、土地や建物、機械、設備等に係る帳簿上の残存価値であり、年度末有形固定資産の合計額は25億8,981万5,623円となりました。

2、流動資産は、現金預金や未収金、有価証券の合計で、9億7,523万7,249円となりました。

以上、令和3年3月31日現在の資産合計は、35億6,505万2,872円となっております。

次に、負債の部ですが、3、固定負債の(1)企業債残高4億1,751万3,131円は、令和4年度以降に償還する企業債残高となります。主な内容は、第3次拡張事業に係るもの、及び浄水場中央監視設備等更新工事に係るものです。

4、流動負債は、1年以内に支払う負債を計上するものであり、令和3年度中の企業債償還額や賞与引当金などの合計額で3,460万5,636円となっております。流動負債については、平成29年度に借入れを行った浄水場中央監視設備等更新工事に係る企業債の元利償還が令和3年度から始まったため、前年度に比べ900万円の増額となっております。なお、企業債の明細については20ページに添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

5、繰延収益は、償却資産に対する国・県補助金等の残存額を負債として計上するもので、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額を控除した額7億4,605万749円を計上しております。

以上、負債合計は、11億9,816万9,516円となりました。

続いて、資本の部について説明いたします。

6、資本は、自己資本で17億3,572万9,000円です。

7、剰余金(1)資本剰余金は、過去に一般会計から資産編入された土地の評価額と、その他資本剰余金の合計で、2億8,897万5,300円です。(2)利益剰余金は、減債積立金と令和元年度末の未処分利益剰余金を合わせ3億4,217万9,056円です。

資本剰余金、利益剰余金の合計は6億3,115万4,356円となり、資本の部合計は23億6,688万3,356円、負債の部と資本の部の合計は35億6,505万2,872円となり、先ほど説明いたしましたお隣のページの最下段の資産合計と同額となっております。

続いて、資金の流れを示すキャッシュ・フローについて説明いたします。

15ページをご覧ください。

上段の営業活動の収支を示した、1、業務活動によるキャッシュ・フローは、令和2年度純損失額から減価償却費や長期前受金戻入額など現金の収支を伴わない科目などを整理し、4,370万7,293円の増となりました。

次に、中段の固定資産の取得などを示した、2、投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費として支出した5,505万8,608円と収入である水道加入金の合計で、5,233万8,608円のマイナスとなりました。

下段、3、財務活動によるキャッシュ・フローは、資金調達や返済を示すもので、建設改良

費の企業債償還に係る支出2,352万5,112円が減となっております。

以上、令和2年度の現金の動きを示すキャッシュ・フローでは、収入に比べ支出が3,215万6,427円上回り、令和2年度末の資金残高は5億5,695万7,185円となりました。

続いて、27ページをお開きください。

経営分析に係る指標となる数値についての前年度比較表です。

中段、経営分析（2）ですが、令和2年度の1立方メートル当たりの売上額を示す供給単価は253.18円、また、1立方メートル当たりの水をつくる費用である給水原価は450.64円となりました。給水原価は、5月調定分について約11万立方メートルが新型コロナウイルス感染症対策軽減対象となったことから、母数となる年間有収水量が減となったことにより前年度と比べ61.85円の伸びとなりました。

人口と水の需要の減少、施設の老朽化への対応など、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にありますので、引き続き決算審査意見書にご指摘をいただいた内容を十分に踏まえ、経常的経費の抑制、適正な水道料金の回収に努めるとともに、現在進められている用水末端水道事業の統合協議の進捗状況や人口の推移などを注視しながら、老朽化施設の更新、耐震化を計画的に進め、安全な水の安定した供給に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、令和2年度の御宿町水道会計の決算につきまして監査報告をいたします。

令和3年3月8日、午前10時から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿等により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては令和2年度御宿町水道事業会計審査意見書によって報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 内容についてではないんですが、審査意見書の中で年度がちょっと違っているんじゃないかなと。令和2年度、これ単なる事務的な間違いだと思います。質問じゃありません。

○議長（土井茂夫君） 田中さん、具体的なページを教えていただければありがたいです。

○2番（田中とよ子君） 審査意見書です。

○議長（土井茂夫君） 審査意見書、はい。

○2番（田中とよ子君） 審査意見書の中の2段目です。令和元年度御宿町水道事業会計決算についてとありますが、これ2年度の間違いじゃないかと思って指摘させていただきます。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 大変失礼いたしました。こちらのほう、事務方のほうの不手際ですので、改めて訂正をさせていただきます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第2、議案第12号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第12号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支でございます。

決算書の25ページをお開きください。

令和2年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億5,484万6,958円、歳出総額10億5,543万7,833円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は9,940万9,125円の黒字決算となりました。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額でございます。

令和2年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の9ページをご覧ください。

国民健康保険の加入者は年度末現在で2,373人、加入世帯は1,549世帯となりました。町全体の人口減少に加え、短時間労働者の社会保険適用範囲の拡大などにより、近年、加入者、世帯数はともに減少が続いております。

町の人口全体に占める国保加入率は、前年度比0.5ポイント減の32.8%となりましたが、高齢化の進展に伴う65歳以上の前期高齢者の割合は55.8%となっております。また、全世帯に対する加入率は42%となりました。

国民健康保険制度は、平成30年度から市町村とともに県が財政運営の主体となる広域化が開始され3年目となりました。広域化による財政の安定化運営というメリットを生かし、より計画的な財政運営を行うとともに、各種健康診査や保健事業の充実、また保険税の収納率向上など、医療費の抑制や負担の公平性の確保に努めてまいります。

次に、決算概要の6ページの上段の表をご覧ください。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税は、2億556万8,000円、前年度比1,022万4,000円、5.2%増です。増額の理由は、加入者の所得の増加や徴収強化による滞納繰越分の徴収率の向上によるものです。徴収率は現年度分で94.89%、過年度分は17.14%でございます。

2款使用料及び手数料の16万3,000円は、国保税の督促手数料です。

3款国庫支出金は779万5,000円です。保険証の資格確認のオンライン化に向けた対応や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の保険税減免の特例措置の実施による負担増額等を補助する経費です。

4款県支出金は7億7,021万円で、前年度比1,857万8,000円の減です。減額の理由は、保険

給付費の支出の減少によるものです。

5款繰入金は6,598万5,000円です。繰入金の内容については、職員給与費等繰入金や出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金のほか、低所得者に対する保険税の軽減分等に対する国・県・町の法定負担分を繰り入れたものです。減額の主な理由は、被保険者の減により保険税軽減分の繰入金が減少となったものです。

6款繰越金は、令和元年度からの繰越金で、1億439万5,000円、前年度比1,368万4,000円の減です。

7款諸収入は、交通事故などの第三者行為により返還金や医療費の請求誤りによる返還金などで73万1,000円です。第三者行為による返還金が前年度は高額であったことなどから793万2,000円の減でございます。

以上、歳入総額は11億5,484万7,000円、対前年度比2,495万3,000円の減となりました。

続いて、歳出でございます。

6ページ下段の表をご覧ください。

1款総務費は1,976万円で、前年度と比べ493万5,000円の増となりました。総務費は、国保担当職員の人件費のほか、資格管理や保険税徴収等に係る経費が主な支出内容です。

2款保険給付費は7億5,176万6,000円で、前年度比2,054万4,000円の減となりました。医療費の保険者負担分である療養諸費は6億4,972万9,000円で、被保険者の減などから前年度に比べ2,248万8,000円の減となりました。また、被保険者が負担限度額を超えた場合に支給する高額療養費は1億75万7,000円、前年度比230万4,000円の増、出産育児諸費は42万円で、42万円の減、葬祭諸費は80万円で増減なしとなっています。

3款国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療費等の見込額を基に県が各市町村の医療費や所得水準、国保加入者等に応じて納付額を示すもので、町国民健康保険税の必要額を算出する基準となるものです。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計で2億6,765万2,000円、前年度比667万4,000円の減でございます。

4款共同事業拠出金は、ゼロ表示となっておりますが、被保険者年金の受給者リスト作成事務を行うため、国保連合会へ105円支出しております。

5款保健事業費は1,552万5,000円、前年度と比べ196万1,000円の増です。人間ドック助成事業や特定健診、保健指導などの経費となります。短期人間ドック利用者数は前年度の86人から53人となりましたが、特定健診の受診者数は741人、受診率は0.9ポイント増の35.1%となっております。

6 款基金積立金はございません。

7 款諸支出金は73万5000円となりました。過年度分の保険税の還付金等です。増額の主な要因は、遡及資格喪失に伴う国保税の還付金や固定資産税の課税誤りによる過年度分の還付金等によるものです。

以上、歳出総額は、10億5,543万8,000円、対前年度比1,996万8,000円の減でございます。

また、決算概要には、2 ページから 4 ページに歳入歳出、各款ごとの決算の概要、また 5 ページから決算及び国民健康保険に関する各数値の過年度からの推移等について、資料として添付しております。

以上、決算の概要について説明いたしましたが、決算審査の意見を踏まえ、今後も国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、8月26日に開催されました国保運営協議会において承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、令和2年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

令和3年7月29、30日に、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和2年度御宿町国民健康保険特別会計審査意見書により報告してございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

決算書の8ページ、お伺いしたいんですが、健康保険税の不納欠損額が1,090万9,869円とあります。この不納欠損額、調定額の約3.5%ということで、収入済額の額と比較して約5.3%と非常に高い比率になっていると思います。この不納欠損の件数とその不納欠損した理由につい

てお伺いしたい。

○議長（土井茂夫君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 国民健康保険税の不納欠損についてお答えします。

令和2年度におきましては、件数で21件、今ご指摘のとおり1,090万9,869円を不納欠損いたしました。適用法令ごとの詳細は、地方税法第15条の7第4項、滞納処分することができる財産がないもので滞納処分の執行停止、その停止が3年間継続して徴収金の納付義務が消滅したもの、執行停止処分のもので1件、25万7,000円、地方税法第15条の7第5項、滞納処分することができる財産がないもので、徴収することができないことが明らかであるとき、徴収金を納付する義務を直ちに消滅させたもの、即時消滅させたものが2件、18万5,500円、地方税法第18条、地方税法の消滅時効、法定の納期限の翌日から起算して5年間納付のないもの18件、1,046万7,369円。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 21件で1,000万円超えるというのは、すごく大きな金額だと思うんですね。この後、またお伺いしますけれども、収入未済額も約1億円あるんです。未済額が1億円ということは、この1億円は次年度に繰り越される滞納分ですかね。滞納分として翌年度に繰り越されると思うんですけれども、2年度の課税賦課の状況を見ても、現年度課税分と滞納繰越分の比較が約6割、4割になっているんですね。4割の滞納繰越額というのは、やはり今後、課税する上でも保険税率に影響が出るのではないかなと危惧します。

やはり健康保険制度、相互扶助のものでありますので、先ほど説明ありましたが、加入者の減少が続いているという説明がありました。そうすると納税者も当然減ってきています。これを課税するときには不公平感を抱く状況が発生するのではないのかなというふうに思うんですけれども、この制度の健全な運営を進めるということであれば、滞納対策をどういうふうこれから進めていくのか、大きな課題であると思うんですが、その点についてはどうお考えかお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 昨年度の議会においてもご指摘をいただきまして、滞納対策に当たっているところでございます。県のOBを迎えて徴収体制の強化を図っているところではございまして、今、ご指摘のとおり納税の税負担の公平性ということの確保もございまして、

それで生活実態調査等、強力に進めておりました、今までですと、滞納者の申出に沿って、滞納額をできる限り継続して納めていただくというようなことで進めてきたときもございました。しかしながら、それではその滞納額が膨れていってしまうというようなこともございまして、生活実態調査において、もう納められる人なのか、そうでない人なのかということの見極めをしっかりと、処分もしております。やはり先送りする税金を少なくするというところで、現年度分の徴収強化というところにも取り組んでいるところでございます。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 当然、賦課した段階、現年度分にしてもそうなんですけれども、当然それだけの収入等があった中での賦課だと思うんですね。翌年に繰り越すのであれば、そのときにもう調査に入っていないと、これがどんどん膨れていってしまうのではないかと、そういう現象が起きてこういう大きい金額になっていくのかな。滞納というか、未済額が1億円超えるというのは、やっぱり大きな金額だと思うんですね。それをまた徴収するというのは、非常に担当者としては大きな労力が必要になると思いますので、その方法についても今後引き続いて検討のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第13号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第13号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の11ページをお開きください。

令和元年度歳入歳出決算は、歳入総額1億6,256万8,492円、歳出総額1億6,214万6,592円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は42万1,900円の黒字決算となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は、形式収支額と同額の42万1,900円となりました。

令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の3ページをお開きください。

初めに、後期高齢者医療被保険者の加入状況ですが、75歳以上の加入者は前年度より9人増え1,943人、65歳から74歳までの重い障害のある方の加入は2人増の12人、合計で1,955人となり、高齢化の進展から加入者は増加傾向にある状況です。

次に、歳入歳出決算の各款の主な内容について説明させていただきます。

初めに、歳入ですが、総額は前年度比7.8%、1,173万7,000円増の1億6,256万8,000円となりました。

1款後期高齢者医療保険料は1億2,997万1,000円となり、均等割額や所得割率の見直しによる負担増などから、前年度と比較して1,048万7,000円、8.8%の増となりました。このうち、現年度分保険料は1億2,985万円で、構成比は特別徴収分が65.8%、普通徴収分は34.2%となっています。

2款使用料及び手数料は8,000円で、保険料の督促手数料です。

3款繰入金は3,209万5,000円となり、前年度比4.2%の増です。低所得者の保険料軽減額に対する保険基盤安定繰入金や保険料賦課徴収などの事務費に対して一般会計から繰り入れたものです。

4款繰入金は、前年度からの繰越金で23万6,000円です。

諸収入は、25万8,000円で延滞金及び過年度分保険料の還付に対して広域連合から返還されたものです。

続いて、歳出ですが、歳出総額は前年度比7.7%、1,155万1,000円増の1億6,214万7,000円となりました。

1款総務費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収等の事務費で34万円となりました。令和2年度は納付書や封筒など隔年作成のための需用費の執行が減少したことから、前年度比25.8%の減となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億6,154万9,000円となり、前年度と比べ7.8%の増となりました。内訳は、保険料負担金が対前年度比8.6%増の1億2,956万6,000円、過年度の精算分が12.8%増の22万8,000円、低所得者等の保険料軽減分を負担する保険基盤安定繰入金が4.6%増の3,175万5,000円です。

3款諸支出金は、所得構成等により過年度分保険料の構成に伴う還付金と還付加算金及び事務費精算による一般会計へ繰り出すもので、25万8,000円となりました。

また、4ページに保険料率推移と収納率の推移を資料として添付させていただいております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

令和3年7月29日、30日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚議員とともに、地方自治法第233条第4項の規定により審査いたしました関係報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計審査意見書によって報告してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第4、議案第14号 令和2年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第14号 令和2年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

令和2年度御宿町介護保険特別会計決算概要書の1ページをご覧ください。

第7期介護保険事業計画の最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中での運営となり、利用控え等によるサービス利用の減少や各種事業の中止などもありましたが、利用者の方々やその家族が地域で安心した生活を継続できるよう、感染防止対策や状況に応じた介護予防事業の実施をはじめ、介護保険制度の安定運営に努めました。

介護認定者数は、令和2年度末で526人、1号被保険者のうち要介護認定者が占める割合は14.3%と前年度から横ばいとなっています。サービス利用率は86.3%です。

第1号被保険者数は、令和2年度末で3,662人、高齢化率は50.6%です。

歳入歳出決算収支でございます。

決算書の25ページをお開きください。

令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億5,806万8,767円、歳出総額10億3,123万441円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億2,683万8,326円の黒字決算となりました。なお、令和3年度への繰越財源はございませんので、実質収支は形式収支と同額です。

歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

決算概要の10ページをご覧ください。

1 款介護保険料は 2 億 2,310 万 5,000 円で、前年度比 766 万 7,000 円、3.3%の減でございます。現年度の保険料徴収率は 99.26%です。低所得者層の増加や令和元年度 10 月からの消費税増税に伴い、保険料軽減対象の範囲が拡大され、令和 2 年度は年度当初から 1 年分が対象となったことにより減額となりました。

2 款使用料及び手数料は 1 万 3,000 円で、介護保険料の督促手数料です。

3 款国庫支出金は 2 億 4,345 万 8,000 円で、前年度比 437 万 1,000 円、1.8%の減です。減額の主な要因は、介護給付費及び地域支援事業費の減に伴う国の法定負担金の減でございます。

4 款支払基金交付金は 2 億 6,303 万円で、前年度比 1.3%の増です。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付される第 2 号被保険者の保険料であり、介護給付費等交付金は令和元年度精算分の追加交付があったため、前年度比 1.6%増の 2 億 5,886 万円、介護予防日常生活支援総合事業に対して交付される地域支援事業支援交付金は、前年度と比べ 17.2%減の 417 万円となりました。

5 款県支出金は 1 億 5,749 万 9,000 円で、前年度比 0.1%減です。保険給付費に対する介護給付費等負担金は前年度比 0.3%増の 1 億 5,262 万 3,000 円、介護予防事業や包括支援センターの運営に対し交付される地域支援事業交付金は前年度比 11.6%減の 487 万 6,000 円でございます。

6 款繰入金は、一般会計からの繰入れで 1 億 7,250 万 7,000 円です。前年度比 5%の増でございます。増額の要因は、低所得者軽減繰入金及びその他一般会計繰入金の増によるものです。保険給付費に対する町負担分は 0.4%減の 1 億 2,976 万 1,000 円、地域支援事業繰入金は 11.2%減の 482 万円。低所得者に対する保険料の軽減分は、対象範囲の拡大が令和元年 10 月から行われ、令和 2 年度は年度当初から 1 年分の軽減の対象となったことから、82.1%増の 1,578 万 8,000 円。介護認定調査、保険料賦課徴収などの事務費等に係るその他一般会計繰入金は、システム改修費等の増で、10.9%増の 2,213 万 8,000 円となりました。

7 款繰越金は 9,844 万 2,000 円で、前年度からの繰越金でございます。

8 款諸収入は 1 万 4,000 円です。認定調査等受託による収入や延滞金保険給付費の返還金です。

続いて、歳出決算でございます。

決算概要の 11 ページをご覧ください。

1 款総務費は、職員人件費や介護認定業務や資格管理、保険料賦課徴収等の事務費に係るもので、前年度比 13.3%増の 2,223 万 4,000 円となりました。主な要因は、介護保険制度改正システム改修経費の増によるものです。

2款保険給付費は、居宅サービス、施設サービス、高額介護サービスなどに係る給付金で、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え等で、主に通所系のサービス数が減少し、前年度比1.5%減の9億3,968万2,000円となりました。

3款地域支援事業費は、前年度比12.4%減の2,832万2,000円です。新型コロナウイルス感染症をおそれた利用控えや新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種事業を中止した期間があり、事業費が減額となりました。

4款諸支出金は、前年度比0.9%減の4,099万2,000円です。前年度の保険給付費や地域支援事業費に対する法定割合分の精算であり、国・県支払基金への返還、町一般会計への精算繰り出しのほか、第6期計画期間中に借り入れた千葉県介護保険財政安定化基金返還金928万4,000円の支出、過年度の介護保険料の還付を行いました。

以上、令和2年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘をいただいております事項につきまして、充分、分析・検討を行い、今後の財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、令和2年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

令和3年7月29日、30日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚議員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和2年度御宿町介護保険特別会計決算意見書により報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

(午前10時27分)

○議長(土井茂夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

○議長(土井茂夫君) 総務課長。

○総務課長(殿岡 豊君) 先ほど、決算審査意見書、事務方のほうの事務の精査の関係で、大変ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。

お手元のほうに、決算審査意見書の令和2年度御宿町水道事業会計決算の監査委員さんからの認めていただいた意見書のほうをお配りさせていただきました。後ほど、改めまして、お手元の議案書のほうの付け替えのほうはさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

今後、事務の精査にあたりましては、最善の注意を払って努めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) それでは、日程第5、議案第15号 令和2年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) それでは、議案第15号 令和2年度御宿町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございます。

決算書の165ページをご覧ください。

令和2年度の一般会計歳入歳出決算は、新型コロナウイルス感染症対策として様々な施策を実施したことから、平成以降2番目に大きい決算規模となり、歳入総額が49億5,600万6,204円、歳出総額が46億7,270万6,123円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億8,330万81円となりました。

また、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源3,255万7,969円を差し引いた実質収支は2億5,074万2,112円となり、標準財政規模に対する割合で見ると実質収支比率は10.2%となりました。

それでは、歳入決算の状況からご説明いたします。

お手元の決算概要にてご説明いたしますので、概要の7ページをお開きください。

歳入総額は49億5,600万6,000円で、前年度と比較しますと10億5,055万7,000円、26.9%の増となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、国の特別定額給付金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金が大幅に増加したほか、普通交付税において算定基礎となる地域社会再生事業費が創設されたことなどによる地方交付税の増額などが主な増加要因となっています。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款町税は、9億6万6,000円で、前年度と比較して668万4,000円、0.7%の増となりました。徴収率は現年分が98.01%、滞納繰越分で15.93%、全体では89.56%となりました。

それでは、主な税目の特徴点について申し上げます。

8ページをご覧ください。

町民税は、決算額3億2,746万5,000円となりました。法人町民税は、均等割対象法人の減少等により減額となったものの、個人町民税の退職所得の増加等により、前年度と比べて401万1,000円の増額となりました。

固定資産税は、決算額5億2,120万2,000円となりました。地価の下落等により土地分は減額となったものの、新築家屋分の増加等により、前年度と比べて305万4,000円の増額となりました。

軽自動車税は、決算額1,987万円となりました。環境性能割が令和2年度から通年での課税となったことから、前年度と比べて115万3,000円の増額となりました。

7ページにお戻りください。

2款地方譲与税以降は、内容や増減に特徴のある項目についてご説明いたします。

6款法人事業税交付金は、令和2年度から創設された交付金で、法人町民税法人税割の税率引下げに伴う減収分の補填措置として、法人事業税の一部が都道府県から市町村へ交付されるもので、決算額97万9,000円となりました。

7款地方消費税交付金は、決算額1億4,861万2,000円となりました。令和元年10月からの消費税引上げに伴う社会保障財源化分が通年化したことから、前年度と比べて2,805万1,000円の増額となりました。

10款地方特例交付金は、決算額552万6,000円となりました。幼児教育・保育の無償化の導入にあたり、令和元年度に限り特例交付金として措置された子ども・子育て支援臨時交付金が終了したことから、前年度と比べて1,166万3,000円の減額となりました。

11款地方交付税は、決算額13億1,340万4,000円で、前年度と比較して7,293万1,000円の増額となりました。普通交付税は、地域社会再生事業費の創設や、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の増加、会計年度任用職員制度の開始に伴う包括算定経費が増加したことなどから、前年度と比べて1億567万9,000円の増額となりました。また、特別交付税は、地域おこし協力隊や地方創生推進交付金事業に係る経費が減少したことなどから、前年度と比べて3,271万5,000円の減額となりました。

13款分担金及負担金は、決算額2億304万1,000円となりました。清掃センターの管理運営に係るいすみ市ごみ処理負担金が増額となったことなどから、前年度と比べて3,677万円の増額となりました。

14款使用料及手数料は、決算額4,674万4,000円となりました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各事業を中止、縮小したことや施設の休館等により、前年度と比べて3,353万5,000円の減額となりました。

15款国庫支出金は、決算額11億7,832万6,000円となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金給付事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されたことなどから、前年度と比べて9億4,955万6,000円の増額となりました。

16款県支出金は、決算額1億9,520万1,000円となりました。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設されたことや、障害者自立支援給付費負担金が増加したことなどから、前年度と比べて355万3,000円の増額となりました。

18款寄附金は、決算額6,004万9,000円となりました。活力あるふるさとづくり基金寄附金の寄附件数の増加により、前年度と比べて1,207万4,000円の増額となりました。

19款繰入金は、決算額1億4,526万1,000円となりました。公共施設維持管理基金繰入金が増

加したものの、活力あるふるさとづくり基金繰入金が減少したことから、前年度と比べて2,252万5,000円の減額となりました。

21款諸収入は、決算額8,174万4,000円となりました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、観光施設の売店売上げなどが減少したものの、B&G財団より海洋センター修繕助成金の交付があったことや、県後期高齢者医療広域連合からの医療給付費返還金が大幅に増加したことなどから、前年度と比べて1,178万5,000円の増額となりました。

22款町債は、決算額4億678万7,000円となりました。前年度の小中学校エアコン整備に係る学校施設整備債や道路橋梁整備事業債などの減少要因はあるものの、防災行政無線デジタル化整備事業に係る防災施設整備事業債や、第2分団新町詰所解体に係る消防施設解体事業債などのほか、新型コロナウイルスの影響による揮発油譲与税や市町村たばこ税等の減収分に対して、減収補填債を発行したことなどから、前年度と比べて1,189万円の増額となりました。

次に、歳出決算の状況をご説明いたします。

11ページをご覧ください。

歳出総額は46億7,270万6,000円で、前年度と比較しますと9億4,714万8,000円、25.4%の増となりました。

なお、執行率は翌年度への繰越事業費を除き96.9%でございます。

それでは、目的別歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款議会費は、議員の活動経費や議会運営に係る経費を支出し、決算額は7,003万円となりました。議員人件費の増額等により、前年度と比べて466万4,000円の増額となりました。

2款総務費は、庁舎管理、電算管理、防災対策や選挙など、通常の支出に加え、特別定額給付金給付事業などの新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、決算額は18億3,008万5,000円となりました。新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、防災行政無線デジタル化整備事業や財政調整基金積立金の増加などにより、前年度と比べて10億2,159万2,000円の増額となりました。

3款民生費は、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等に係る経費を支出し、決算額は9億7,450万4,000円となりました。千葉県後期高齢者医療給付費負担金や国民健康保険特別会計繰出金の減額などの減少要因はありましたが、旧岩和田児童館解体事業や子育て世帯臨時特別給付金、障害者自立支援給付事業などにより、前年度と比べて2,455万円の増額となりました。

4款衛生費は、各種検診など住民の健康維持増進施策を実施したほか、海岸や河川環境の保全、ごみ処理に係る経費を支出し、決算額は5億7,467万7,000円となりました。新型コロナウ

イルスワクチン接種事業などの増加要因はありましたが、前年度のビーチクリーナーの購入や、新型コロナウイルス感染拡大に伴う保健衛生事業の中止、縮小などにより、前年度と比べて1,443万5,000円の減額となりました。

5款農林水産業費は、農業委員会運営経費や農業振興対策、水産振興対策に係る経費を支出し、決算額は8,145万6,000円となりました。森林環境譲与税の基金積立てや種苗放流などの水産振興対策、漁港施設の適正管理などに取り組みました。中山間地域総合整備事業分担金の増加や被災農業者向け経営体育成支援事業などにより、前年度と比べて546万8,000円の増額となりました。

6款商工費は、商工業振興のほか、観光イベントの実施など観光振興に係る経費を支出し、決算額は1億3,627万円となりました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町営プールや海水浴場の閉鎖など、各事業が中止となりましたが、プレミアム付商品券事業など、地域経済の活性化対策に取り組み、前年度と比べて1,276万5,000円の増額となりました。

7款土木費は、町道の改良や補修、河川の維持整備、公営住宅の管理運営等に係る経費を支出し、決算額は1億9,125万9,000円となりました。天神橋補修工事費や1089号線落石対策工事、0108号線路線測量業務委託など、道路橋梁費が増加したことなどから、前年度と比べて2,390万9,000円の増額となりました。

8款消防費は、広域消防及び町消防団の活動に係る経費を支出し、決算額は2億2,434万3,000円となりました。消防施設解体工事などの増加要因はありましたが、前年度の第2分団詰所建設事業費の減などにより、前年度と比べて4,510万2,000円の減額となりました。

9款教育費は、学校教育、社会教育等の振興及び各教育施設の維持整備に係る経費を支出し、決算額は2億4,711万7,000円となりました。学校教育については、町独自の補助制度等により、引き続き保護者の負担軽減に努めたほか、公共施設長寿命化計画策定業務委託や感染症対策用消耗品、備品の購入、中学校のトイレ等の改修工事を実施し、安全・安心な学校施設の維持管理に取り組みました。社会教育については、学校教育施設同様、感染症対策用消耗品や備品を購入したほか、海洋センター補修工事や野球場整備工事など、施設の維持管理に取り組みましたが、前年度の小中学校エアコン設置工事の減などにより、前年度に比べて1億1,762万2,000円の減額となりました。

10款災害復旧費は、上落合川護岸整備に係る河川災害復旧事業482万9,000円と、水産関連施設等復旧緊急対策事業475万円を支出し、決算額は957万9,000円となりました。

11款公債費の決算額は、3億3,338万6,000円となりました。平成16年度に借り入れた中学校

建設債や臨時財政対策債の償還が終了しましたが、平成28年度に借り入れた認定こども園建設事業債の元金償還が開始されたことなどから、前年度と比べて2,178万円の増額となりました。

なお、性質別歳出決算の状況につきましては、決算概要の15ページにまとめており、分析及び特徴点については18ページにかけて記述しております。また、財政指標等の状況や町債、町有財産の状況等については18ページ以降にまとめてございますので、ご参照ください。

以上、令和2年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいた事項は十分に分析を行った上で、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、令和2年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

令和3年7月29日、30日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和2年度御宿町一般会計審査意見書によって報告してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。

配付された決算審査意見書を見ると、不納欠損額は1,515万2,852円となり、前年度と比べ772万8,951円、104.1%の増となっており、税負担の公平性も欠くばかりでなく、納税意欲の衰退にもつながることから、処理については慎重に行っていただきたい。また、歳出においては、不用額1億4,938万2,836円、前年度と比べ2,030万6,486円、15.7%の増となり、コロナ禍の影響により各種事業を自粛したことなどによるものと考えられるが、協議を重ねて編成された予算であることから、効率的な予算執行が望まれるとあります。

町税の徴収率は、現年度分で98.0%で、前年度と比較し0.1%増え、また滞納繰越分の徴収

率も15.9%で、前年度と比較し2.4ポイント増加しています。これはこれで税に携わる職員の努力のたまものと思われま。

しかしながら、先ほども田中議員が国民健康保険税の決算でも指摘されたように、地方税の不納欠損額があまりにも多いと思われま。税を不納欠損するには、地方税法に基づき処理しなければならないと考えますが、どのような理由で不納欠損をしたのか。例えば生活保護とか自己破産とか、またいろいろあるかと思いますけれども、その件数は何件なのか。それと、町内、町外別にも分かればお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまの高橋議員の質問についてお答えさせていただきます。

令和2年度におきましては、ご指摘のとおり、町税全体で84件、1,515万2,852円を不納欠損いたしました。不納欠損をする理由として、法令ごとという言い方をさせていただきますが、地方税法の第15条の7第4項、滞納処分することができる財産がないもので、滞納処分を執行停止し、その停止が3年間継続したときは、徴収金の納付義務が消滅したものというのと、地方税法第15条の7第5項、滞納処分することができる財産がないもので、徴収することができないことが明らかであるとき、徴収金を納付する義務を直ちに消滅させたもの、即時消滅。もう一つ、地方税法第18条、地方税の消滅時効を法定納期限の翌日から起算して5年間納付のないものという、税法ではこれを基にしま。

しかしながら、今、高橋議員ご指摘のとおり、どういった理由なのかというお話については、さらに内訳がございまして、無財産、5年以上納付がない、調査しても財産がないものについて、84件のうち21件ございました。財産不明で換価する財産が見つからないもの、換価不適と申しますが、それが15件。転出後、居所不明になったものが9件。本人死亡及び相続人の生活困窮によるものが26件。倒産等によるものが5件。職権消除をされており財産調査ができないものが2件。生活保護によるものが6件の計84件。うち町内、町外の内訳ですが、84件中、町内が33件、町外が51件でございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） ありがとうございます。以前、税負担の公平性の観点から、全庁体制での徴収、町外へ出張しての臨戸徴収を実施したらどうかという意見を申し上げたかと思うんですけれども、その辺どうなっているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 全庁体制での対応でございますが、私どもの徴収体制をまず課内で整えるということと、あと、例えば保健福祉課の担当と一緒にいく、あるいは水道班と一緒に徴収に出向くということは行っております。議員の多分お考えになっている全庁体制というのは全課対応ということでございますが、それにつきましては、まだ課内の調整が充分だとは思わないので、実施しておりません。町外への徴収でございますが、去年は日にちを決めて10回ほど出かけております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 今、課長の答弁をいただいたんですけれども、徴収率の向上をやっばり図るには、税務担当職員でなく、全庁体制で取り組まなければならないというふうに私は考えます。ぜひその辺はお願いしたいというふうに思います。

それから、歳出において、不用額1億4,938万2,836円とあまりにも多いわけですが、途中、基金に積立てするなど方法はあったかと思われまますが、その辺の考え方についてはいかがか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 令和2年度につきましては、コロナウイルスの関係で、多くの事業が中止、縮小をいたしました。また、なかなか先が見通せない中で、CCRC事業を含め、できる限り事業実施につなげたいということがありましたので、ぎりぎりまで事業費の減額というのが、明らかに中止が決まったもの以外のものについては、年度途中、そういった処理を行うことはしていませんでした。

最後、基金につきましては、可能な限り積み増しをさせていただいておりますが、事業費の部分、本来であれば補正等で処理していくところも必要であったかと思っておりますが、そういった部分も踏まえて、今回これだけの不用額が出てしまっていると思います。

今後につきましては、計画的に剰余金も踏まえながら基金への積立て、また、財政調整基金を含めて、基金が少なくて、今後こういった突発的な事業等の対応も想定される中では、基金への積立てについても計画的に実施していけたらというふうに考えてございます。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 監査委員の審査意見書にもありましたように、協議を重ねて編成された予算ということですので、その辺、またご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

先ほど、財政課長から細かくデータをいただいたり、説明を今いただきました。これに基づきまして、私は今日は町長に質問をさせていただきたいと思います。

現在、コロナ真っ最中で、コロナ対策が昨年度、令和2年度は中心になったと思いますし、また国・県からの補助金もかなり補助があり、交付金があったわけですけれども、その中で、そういうことで、かなり財政は膨れ上がっているんですが、細かく中身を見ますと、かなり厳しい部分があるということで、これは監査委員のほうからも意見書が出ておりますけれども、財政運営について慎重にやらんといかんというような意見書が出ておりますが、その前に我々は政治をやっているわけですから、政治的な面から、この厳しい財政状況をどのようにして回復していったらいいのかということについて、町長に質問をさせていただきたいと思います。

概要の1ページに、住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色のある町づくりをしたい、地方創生や住民満足度の向上に資する住民福祉の増進を図りたいと、こういう目的で令和2年を運用するんだということで、スタートしております。これも概要に書いてあります。その結果、課題が残っているのは、人口減少及び少子高齢化、公共施設の老朽化、こういう課題が残っている。1年で解決できる問題じゃないんですが、こういう課題を残した令和2年の財政状況だったと。

そこで、町長に質問したいんですが、私はこういう議員の世界にいて、まだ6年しか過ぎておりませんので、細かなことは分からないんですが、ただ、私は45年間、民間企業で仕事をしておりまして、民間企業の資金繰りに相当する部分が、これは概要の18ページに出ていますが、1つは財政力指数、もう一つは経常収支比率、もう一つは実質公債費比率、公債費負担比率、ここ辺りと、最後に、5つ目は自主財源比率というのがありますけれども、これが財政のかなりの弾力性といいますか、戦略性といいますか、圧迫をしているのではないかなと。

こういうふうな数字を見て、例えば財政力ですけれども、御宿は私の知る限りにおいては、0.43を行ったり来たりと、これは御宿だけじゃなくて、近隣、勝浦にしても、いすみにしても、大多喜にしても、大体0.43前後だからね。この状態では、なかなか稼ぐ力はなくなってしまうと。理想的に言うと、早く0.5以上、できれば0.7ぐらいまで持っていくことはできないものかどうかと。これは基幹産業の活性化もありますが、御宿町みたいな稼ぐ力がないところは、基

幹産業を活性化する、ICTを使ってやるとかという手の打ち方があると思いますし、もう一つは人口増。人口減少を抑えなきゃいけない。場合によっては、人口を一人でも増やしていくという対策が必要ではないかなと。

もう一つ、2つ目の経常収支比率ですが、これも財政向上の弾力化とか、あるいは戦略的、あるいは投資的な対策が打てないという、余裕がないんだと。だから、この余裕がなければ、結果として住民福祉、行政サービス、そこに結果として問題は起きてくると。先ほど、概要の一番最初に財政課長がうたっておりますように、住民が希望を持ち、住んでよかったと、特色のある町づくりをしたいと、こういうような目的を持って、我々もそうですけれども、それを解決するには、どうしても財政力、財政の力が必要じゃないのかなと。経常収支比率が、御宿は92.7から94%を行ったり来たりなんですね、私が知る限りにおいては。6年間ですかね。これもできるだけ8割台に持っていくというには、どうしたらいいのかなと。

それから、3つ目の実質公債費比率、これも10.2ということですが、これも5%前後かなと思うんですが、今、公債費負担比率が11%ですが、これも15%を超すと、もう警戒ラインになってしまうということで、これも財政の硬直化。

もう一つあります。自主財源比率、これは41%ですね。これはほとんど41%です、今まで見えていますと。これも五分五分に持っていけないと、かなり厳しいんじゃないかなと。

今回は、令和2年と令和3年の当初予算を見ますと、約1億円近くの交付税が乗っかっているわけですが、これがずっと続いていますので、これをどうするかという問題だと思うんですが、そこで町長に質問したいと思うんですが、民間企業でいったら資金繰りですが、財政の硬直化とか、弾力性をどのように解決するのかということで、これからの対策、私の私見を言うわけにいきませんけれども、人口増をどうするのか、あるいはICT技術者をどういうふうに取り入れて、移住してもらって、できたら基幹産業の活性化に持っていくと。

現状維持をこのまま続けたのでは、この財政状況というのは変わらないんじゃないかというふうに思いますので、町長に質問いたしますが、この決算状況、いわゆる厳しい部分だけを取り上げています。何項目かあるんですが、決算状況をどのように受け止めておられるのか、あるいは今後の対策を、これは政治的な対策だと思うんです。現状維持型では、どうしようもないというのは我々分かっているわけですから、改善、改革をしていかなきゃならないと思うんですが、これはもう政治の仕事だと思います。

それで町長に、どのようにこの決算を受け止めておられるかということと、それから今後ど

のように対策を考えておられるのか、町長のご意見をいただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 堀川議員さんにおかれましては、令和2年度決算について細かな分析をしていただきまして、ありがとうございました。

申し上げるまでもなく、令和2年度はコロナ禍の中の1年でありました。コロナ禍の厳しい環境の中、政策として将来への投資、基盤づくりを進めました。今、企画財政課長から詳細な説明がありましたので多くを省きますが、簡単に触れますと、防災面においては、説明がございましたように、町消防団の統合に基づいた体制整備として、第2分団旧新町詰所の解体工事あるいは第1分団詰所建設に係る解体工事、また橋梁の長寿命化計画に基づく天神橋の補修工事継続を実施いたしました。長寿命化計画に基づいた小納戸トンネル補修設計や防災行政無線のデジタル化の最終年度として事業を完了いたしました。

このようなことで、また福祉政策をはじめ、観光、各漁業、農業、産業政策、そして私が考えておりますのは、とりわけ教育に力を入れました。将来を担う子どもたちの教育に、きめ細かな教育、子育て施策を行ってまいりました。通学定期券の購入費の補助、子ども1人につき10万円を給付する出産祝金給付事業、インフルエンザ予防接種費用や高校生までの医療費の助成を行いました。また、小学生から大学生までの入学準備金の補助などを行ってまいりました。

そのような中で、財政指標について、ご指摘のとおり財政力指数0.43、経常収支比率92.7%という厳しい環境にあります。健全化判断比率、実質公債費比率、将来負担比率など、一定の水準を維持することができました。令和2年度の実質収支につきましては、およそ2億5,000万円の黒字となり、令和3年度予算における留保財源がやや増加したものの、町税をはじめとします一般財源の大幅な伸びは、期待できない状況にございます。財政力指数、経常収支比率の指標は、積極的な政策を打つに厳しい状況にあります。

ここで、とりわけ、特に今後気力を注入していかなければならないことにつきましては、先ほども高橋議員からご指摘いただきましたが、税徴収対策の徹底、これはやはり常に心がけていかなくちゃいけないことであると思います。同時に、産業の創出、これに伴う雇用の創出であります。働く場所が必要であります。産業の創出の初歩段階として、特産品の開発を今手がけていますが、1品、2品ではなく、広く研究して手がけていきたいと思っております。人口増加策、移住定住政策の推進と併せまして、財政の収入を幅広く考える必要がございます。特産品開発、産業の創出により大きな気を注入しまして、働く場所を創出して、財政収入の増に努力をしてまいりたいと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 堀川です。

私は、この稼ぐ力の財政力指数というのは、恐らく地域的な問題があるということは、私も長年ここに25年間も御宿に住んでいますから、状況は分かっているんですが、このまま地域性があるから仕方がないんだでは、私は御宿町は前に進まないんじゃないかと。

今、地方創生が始まって、もう5年過ぎちゃったんですね。26年度は自主財源は47.3%なんですよ、自主財源の比率は。それから、税収が9億1,000、町税が10億なんですね。今13億になっているわけですよ。10億9,000か。人口が7,800あったんですね。ところが、令和3年は7,300なんです。だから、私は御宿町の財政を豊かにしていくのには、やっぱり定住者、それから流動人口、こういうものをいかに増やしていくかということに対して、もうちょっと手を打っていかなきやならないんじゃないの。その受入れ体制をどうつくるかというのは、私は御宿町の政治の仕事じゃないかなということだけ申し上げて、終わります。回答は結構です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 先ほど、高橋議員さんも質問されておりましたが、町の財源確保は非常に重要な案件です。補助金、交付金だけで事業執行はできないと思います。町税については、高橋さんから質問がありましたので、納付者の間で不公平感が出ないようにする徴収努力ということで、18ページの住宅使用料の収入済額が533万5,700円、収入未済額が735万4,115円と未済額が上回っているんですね。その未済額の内容、件数、また滞納理由等々について、どのような把握をされているのか伺います。

それと、関連するとは思いますが、28ページの土地建物貸付収入、これについても収入未済額が1,065万1,826円となっているんですね。これについても未済の件数と滞納の理由について、それぞれお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、住宅使用料、18ページの収入未済額735万4,115円、こちらについては、現年度分が8件ございまして95万9,700円、過年度分が19件で639万4,415円の内容となっております。

町営住宅の徴収については、臨戸訪問や分納誓約により持参をいただくなどにより対応しているところですが、所得の状況から、一度滞納すると整理まで時間を要してしまうのが実情でございます。そのため、滞納発生を防ぐため早期に対応を行っているところでございますが、

過年度分については、既に町外に転出してしまい、行方が定かでない方もおり、滞納の割合を多く占めるところでございます。

こういった中で、徴収額が伸びない状況になっていると思いますが、居住者に対しては、現年度分に合わせ、過年度分を分納するよう交渉しているところであり、個々の滞納額を増やさないように努めているところでございます。いずれにいたしましても、住宅困難者対策の施設であるということも踏まえた中での徴収とはなりますが、負担の公平の観点から早め早めの対応を、また粘り強い折衝等を行いまして、滞納額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

滞納の理由につきましては、やはり生活困窮というのが主な話と、あと先ほどもお話ししましたけれども、転出を既にされてしまっておりまして、なかなかその転出先まで追いかけていけない案件が、塩漬けになってしまっているというような状況がございます。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、私のほうからは、28ページの土地建物貸付収入の収入未済額についてご説明させていただきます。

町有地の貸付けでございますが、こちらにつきましては、滞納者といたしましては36人でございます。複数年にわたっての滞納がございますので、1年度、令和2年度分のみの滞納者というのは1名のみでございます。あとは、過年度からの分が累積をしている状況でございます。今年度に入りまして、徴収等連絡をさせていただく中で5人完納がありまして、現在では31名分が滞納の状況になってございます。平成30年度ぐらいから新たに未納となっている方が複数名いらっしゃいますので、そういった方々は、生活環境の変化に伴ってというところが要因として大きいのかなというふうに思っております。

それ以外につきましては、先ほど建設課長のお話にあったのと同じように、契約者の方が居所不明で建物がそのまま残っているケース、また契約者の死亡に伴いまして、相続人の方をいろいろ調査をかけているような件数も含まれてございます。なかなか相続人の方が全て判明するのもかなり時間を要しておりまして、そうした中で、判明しても相続放棄等を取られているというケースも多々ありまして、なかなか収入未済の解消に至っていないのが現状でございます。

今後は、督促等を含めて接触を増やすということ、また、あと他団体でやられているケースもあるんですが、契約時に連帯保証人をお願いするというようなケースもございますので、そうした部分につきまして、御宿町として導入できるのかどうか、近隣の状況も含めて今後は検討して、未収金の減少に向けて対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 税のほう、税法の中で不納欠損という手当ができるんですけども、こういった町独自のというんですかね、住宅使用料とか貸付収入については、ちょっと知識不足ではっきりしたことは分からないんですが、不納欠損と同様の対応ができないのか。例えば、もう亡くなっちゃっている人とか、県外に転出して行き先が分からないとか、そういった方の対応というのを、これをずっと引きずっていくのか。この金額が下がることは、ちょっと考えられないんですね。どんどん上がっていくんじゃないか。やはりこれがあるということは、町はこれだけの収入があるだろうという想定の中で、いろいろ考えられていくと思うので、こういった対策ができないのかどうかを、いま一度、事務方で精査していただけたらなというふうに思います。

それと、引き続いて……

○議長（土井茂夫君） どうぞ。

○2番（田中とよ子君） 54ページの地域公共交通運営事務事業の報償費なんですけれども、御宿駅エレベーター設置整備事業等促進協議会委員報償1万2,000円についてなんですけど、関連の質問になるんですけども、私も一般質問の中で、協議会の中で委員からあった意見、それについてJR等に進言しているのかということをお聞きしたいんですけども、答弁いただけていないので改めてお伺いします。跨線橋の危険箇所については、JRのほうに進言しているのかどうか。昨日の一般質問のお答えですと、JRと接触されていないという答弁だったので、一応危険箇所ということで、町としても対応を図るべきではないかというふうに思いますので、それについてのご答弁をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 跨線橋の関係でございますが、一ノ宮駅が御宿町より三、四年早いですよ、跨線橋を造ったのが。それで、ああいう腹合わせというか、棟を造って跨線橋を活用しているんですね。そういうことで、この何年かそういう認識がありますので、御宿町の跨線橋のほう新しいので可能であろうという想定の中で進んできました。しかし、ご質問いただきましたが、だから跨線橋について詳しい協議とかはしておりませんので、それは確認の上、今後とも進めていきたいと思っております。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） そういう意味ではなくて、今、跨線橋に非常に危険箇所が数点ある

んですね、老朽化によるもので。そういったところについて、やはり利用者が不便というか、危険を感じているところがありますので、それについてJRのほうに進言しているのかどうか。修理、修繕について、JRのほうで承知しているのかどうかをお聞きしたいと思ったんですけれども。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） JRの跨線橋につきましては、確かに現状ちょっと、さび等が落下してくるということで、歩行者に当たったりする危険性があるということで、跨線橋の現在の状況につきましては私のほうでも承知をしております。

そうした中で、毎年JRの利用者の状況とか、そうしたものを情報公開する機会がございまして、その際に、我々のほうから、先ほど田中議員からもお話がありましておおり、検討委員会の中でも、そういったお話もございましたので、現状をJRの勝浦駅長さんのほうにはお話をさせていただきました。そうした中で、JRのほうも跨線橋の状況が老朽化が進んでいるということは承知してございまして、その件について尋ねましたら、一応、さびを落として、落下を防止するための処置は今年度中に行っていた旨の回答はいただいております。

ただ、今、町長からお話がありましておおり、平成14年に跨線橋を造りまして間もなく19年を迎える中で、今後さび等も進んで老朽化が進んでいくこととなりますので、設置者はJRですから、その改善についてはお願いできないかというお話もさせてはいただいたんですけれども、ご承知のとおり、コロナの影響でJRのほうもかなり赤字が大きいのということで、なかなか大幅な改修工事については、現時点ではちょっと難しいというご回答をいただいておりますので、我々のほうも、JRの方と連携しながら、利用者の方が安全に利用できるように、そういった跨線橋のさびの部分だとか老朽化の部分については、確認次第、JRのほうにお話を持っていけたらというふうには考えてございます。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 今のお話ですと、今年度中に応急措置としては対応していただけるということでよろしいんですね。はい、分かりました。

あと、もう1点なんですけど、166ページ、財産に関する調書について、その内容についてお聞きしたいんですが、公共用財産の中の、その他施設の建物ということで、延べ面積2,415平米というのが載っているんですね。それと、もう1点、普通財産のその他の建物の中に8,184.06平米、年度内の増分が180.55平米という、この両方の建物とは、こういったものがあ

るのかお答えいただけますでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 公共用財産の決算書166ページ、167ページにあります公共用財産、「その他の施設」の中の「その他施設」ということでよろしいでしょうか。

これは複数ございますが、主として各公衆トイレがそれぞれ入ってまいります。それから、あとは海岸とかの案内所、それから記念塔の公衆トイレも含まれております。それから、御宿駅前の観光案内所、それから、こちらは木造のほうになります、そのほか、月の沙漠記念館前にある複合インフォメーション等が公共用財産として計上しています。そのほか、普通財産のほうで申し上げますと、旧御宿高校の施設が主な内容になります。

以上になります。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 180.55平米の増、普通財産のその他の中に180.55、施設が増となっているんですけども、これは何か買上げたとかなんですか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） こちら、決算書171ページの普通財産のほうの今年度中の増でございますが、これは建物としては2つになります。1つは、令和2年度中に御宿台、現在ふれあいの家ということで運用をしておりますが、こちらのほうは寄附を受けましたので、普通財産として、具体的な面積で申し上げますと、114.38平米がふれあいを家の財産でございます。それから、もう一個は、浜地先に、旧長谷川さん宅で66.17平米ということで、この2つの建物の合計になります。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

それでは、3点ほど伺いたいと思います。

まず1点目ですが、44ページ、電算管理事務費のところ、情報系ネットワーク設備更新、また、その下、新しい働き方に対応した情報システム基盤整備ということで、かなりの予算を投じてネットワーク関係の増強をされたというところで、活用状況といいますか、効果、変化、仕事の仕方を含めて、それから今後の展望なんかも含めて、ちょっと状況を教えていただければと思います。

それから、ちょっと3つ目までお話ししてまいります。

2つ目は、56ページの地域おこし協力隊ですね。これも令和2年度として、どのような状況、活動状況、それから効果を含めて、どのように今総括をされて、今後に生かしていくかということについてお聞かせいただければと思います。

また、同じような伺い方になりますけれども、104ページのみやこたなごの部分ですね、これも全く同じで、事業の実施状況、それから、それに対してどのような総括をされて今後に生かしていくかということについて、いわゆるPDCAをどう回していくかというような観点で、見解をお聞かせいただければと思います。

以上、3つ、よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、初めに電算管理事務費の委託料、情報系ネットワーク設備更新委託及び新しい働き方に対応した情報システム基盤整備委託につきまして、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、コロナの交付金を活用して、庁舎内のネットワーク環境の構築と、あとは、そういったリモートワーク等に対応できるパソコンやタブレットの購入に要した経費でございます。

実際に運用をさせていただいております、まずネットワークにつきましては、全てどこの部屋でも、また廊下も含めて、業務用のWi-Fi環境と、住民の方たちも来庁時に使えるようなフリーのWi-Fi環境2つを庁舎内に全て整備させていただいております。住民の方たちもそれを利用できるように、廊下にはパスワード等も掲示させていただいておりますが、会議室等に分かれて業務をしたりする際には、一々有線でやらなくてもできますので、非常にそうした部分では効率化が図れているかと思います。

それとあわせて、パソコン、タブレット等につきましても、実際に昨年度も今年度も、コロナの濃厚接触であったりとか陽性等の状況で、職員がリモートワークをするような機会がございました。そうした際も、今回これを導入しておりましたので、自宅のパソコンがその適応条件に合っていれば、そのパソコンを使って、全く自分のデスクと同じ環境で仕事ができるようになっておりますので、自宅でも通常の業務を継続してやれる状況にございました。

また、タブレットにつきましては、今、調査段階といいますか、現在、各課に1台ずつ配付をさせていただいておりますが、ウェブ会議を何度もやっているというんですかね、デモのような形でやっておまして、その中で課長会議につきましても、定例の課長会議につきましては、自席でタブレットを使って、全員で1か所に集まらなくてもできるような体制ということ

で、そういった、今はまだ一応本格化する前の状況でございますが、いろんな取組の中で成果が出てきているというふうに感じてございます。

それと、地域おこし協力隊の事業でございますが、2年度決算につきましては、企画財政のほうの業務に従事しております協力隊が1名と、保健福祉のほうに従事していた職員1名がいました。

2年度中は、それぞれの分野で、福祉のほうの分野、また移住定住の分野で活動していただいていたのですが、なかなかやはりコロナということがあって、思うような活動はできておりませんでした。そうした中でも企画財政課のほうの協力隊につきましては、自分でいろいろ町内を歩きながら、SNSを使って広く御宿町を外に発信していただいて、現在インスタの登録者数やフェイスブックも登録者数が大分増えておりまして、現在も自分が見て感じた御宿町の風景をですね、ウチヤマさんで写真展を開いたりというふうに、御宿町を外に発信するというので一生懸命やっていたってございます。そうした中でも、かなり問合せがあったりとか、また新しく移住を考えている方たちが地域おこしのほうに連絡を入れてきて、御宿の情報を知ったりということで、そういったようなやり取りにも努めていただいているところでございます。

保健福祉課のほうの隊員につきましては、3月31日で業務終了ということでございますが、町内に残っていただいております。今またちょっと働いているということですが、町内において自分の何か起業等も考えているふうに従っておりますので、そうした形で、この2名につきましては、様々な形で町のPRに努めていただいているところでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） ミヤコタナゴ環境整備事業ということでご質問ですが、ミヤコタナゴの保全につきましては、現在、生息地の環境保全や、役場、公民館等で飼育をし、種の保存に努めるとともに展示し、町に生息する天然記念物の周知を行っているところです。

生息地におきましては、保存会の皆様のご協力の中で、イノシシ等の被害防止や草刈り、水の環境の整備など、生息環境に努めているところですが、有害鳥獣の発生や台風の被害の大規模化など、自然環境も変化する中で、加えて人口減少、高齢化などによる山の荒廃、産業形態の変化、農業の機械化など、ミヤコタナゴを取り巻く環境においては、様々な社会経済の面でも大きく変化しており、生息環境の維持、保全は困難な状況にあると感じております。

町としては、生息地保全として、イノシシ、キョンの被害防止のための柵の設置、また草刈

り、水路の泥上げや修復など、令和2年におきましては、これまでも増して実施したところであり、昨年11月に実施された自然環境研究センターの調査では、ミヤコタナゴの生息も再確認され、生息環境も今のところ徐々に向上はしているのではないかと感じているところでございます。

今後、有害鳥獣の発生や台風の被害大規模化などの自然環境が変化する中で、限られた財源とマンパワーの中で生息環境を維持するには、令和2年度には国の保護増殖に関する補助金が廃止されたところではありますが、新たな展開をする場合においては、国や県からの財源や人材の支援等も必要であると考えておりますので、そういった際には、国・県への要望を改めて行ってまいりたいと考えております。

また、恒常的な環境保全につきましては、町内には専門的な知見、知識を有しておられる方もいらっしゃいますので、このような方の支援、指導も要所要所でいただけるような体制づくりを進めながら、生息地の環境保全については、ミヤコタナゴ保存会の皆さんの力を借りながら、現状の生息地の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

状況はよく分かりました。ありがとうございます。やっぱり節目節目で振り返って、一番大事なのは、もっとこうしていきたいんだけど、ちょっとここで苦戦しているよというような課題の洗い出し、それをできれば、今、専門の方とか、あるいは保存会の方みたいなお話もございましたけれども、しかるべき皆さんと共有をした上で、庁舎の中だけではなくて、いろいろな方と協議をしたり知恵を借ったりしながら、あるいは思いとか、マンパワーという意味でも力を借ったりしながら解決をしていくというところが、特に今、私がお伺いしたようなジャンルでは大事になってくるんじゃないかなと思います。

だから、当然その人たちと日頃のコミュニケーションという部分も、特に協力隊に関して申し上げますと、今年で結構何年かたってきて、事業をお願いする側というか、役場の皆さんのほうも、地域おこし協力隊の彼らとのコミュニケーションの仕方というのは、少しずつノウハウというか、こういう感じでやっていけばいいんだなという、彼らの力の引き出し方なんというのでも少しずつノウハウが蓄積されてきていると思いますので、よりいい形で今後もつながっていくんだろうな、いってほしいなという思いでおりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに。

1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） 1番、岡本です。

決算の概要の1ページの下のほうの活力あるふるさと寄附受付事業で、ふるさと御宿を愛する多くの方々からの支援の結果、6,004万2,000円、前年度より25.2%増の寄附を頂いて、「地域経済の活性化と特色あるまちづくり事業に役立たせていただきました。」と書いてあるんですけども、この内訳をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） ふるさとづくり基金の繰入れの状況、事業への充当でよろしいですか。はい。

ふるさとづくり基金につきましては、御宿町としては、充当先の事業を6つの項目に分けてございまして、「幻想の世界『月の沙漠の旅』づくり事業」、「世界に発信『人類愛の輪』事業」、「夢を育む人にやさしいまちづくり事業」、「活力があふれ賑わいを生むまちづくり事業」、「住民協働による豊かな暮らしと安全安心なまちづくり事業」、「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」という6つの項目の中で、寄附の方の意思に基づいて充当させていただいております。

1つ目の「幻想の世界『月の沙漠の旅』づくり事業」でございますが、こちらは、主に月の沙漠記念館の運営に係る経費であったりとか、植栽に係るような事業経費であったりとか、そうしたところに使わせていただいておりますが、令和2年度は329件で、856万7,000円を寄附金から充当させていただいております。

次に、「世界に発信『人類愛の輪』事業」ということで、こちらの部分は、事業費でいきますとメキシコ記念公園の関係業務、また文化財等の事業、また国際交流に係る事業、そうした事業のほうに充当させていただいておりますが、そちらが45件で111万2,000円を寄附金から充当させていただいております。

次に、「夢を育む人にやさしいまちづくり事業」ということで、こちらは、こども園や、小中学校等に係る経費、町独自の保護者支援施策に係る経費、また子どもたちの健診とか、そういったものに係る事業に充当させていただいておりますが、こちらが712件で1,854万4,000円を基金充当させていただいております。

次に、「活力があふれ賑わいを生むまちづくり事業」ということで、こちらにつきましては、

観光事業や有害鳥獣対策、中山間等の農林水産、商工観光のほうの事業に充当させていただいておりますが、そちらが366件で973万5,000円を充当させていただいております。

次に、「住民協働による豊かな暮らしと安全安心なまちづくり事業」ということで、こちらの事業費は、地域公共交通の運営に係る事業であつたりとか、町有地等の伐採等に係る事業、また魅力ある地域づくり補助金といったような事業に充当させていただいておりますが、こちらが130件で320万円になります。

その他、町長が認めるというところで、こちらは様々な事業に該当しておりますが、こちらが690件で1,888万4,000円の基金を充当してございます。

令和2年度の基金の繰入れの状況は以上でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

（午後 0時00分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時28分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

6番、藤井利一君、登壇の上、説明願います。

(6番 藤井利一君 登壇)

○6番(藤井利一君) 6番、藤井です。

議長より指示がございましたので、ご説明をいたします。

発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

令和3年9月15日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、藤井利一。賛成者、御宿町議会議員、伊藤博明、同じく北村昭彦、同じく田中とよ子。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、国会・関係行政庁に意見を提出するものです。

意見書(案)につきましては、2枚目をご確認ください。

以上でございます。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

発議第1号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は可決することに決しました。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（土井茂夫君） 日程第7、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の名簿を配付しますので、しばらくお待ちください。

（名簿配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決しました。

◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（土井茂夫君） 日程第8、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の名簿を配付しますので、しばらくお待ちください。

（名簿配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りします。

ただいま、総務委員会委員長、堀川賢治君、産業建設委員会委員長、高橋金幹君、教育民生委員会委員長、北村昭彦君から、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

各常任委員長からの申出を発議第2号として日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会における閉会中の継続審査についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎発議第2号の上程、採決

○議長（土井茂夫君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（申出書配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、委員長及び副委員長の互選に関する事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りします。

今、議会運営委員会委員長、貝塚嘉軼君から、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

議会運営委員会委員長の申出を発議第3号として日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会における閉会中の継続審査についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎発議第3号の上程、採決

○議長(土井茂夫君) 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(申出書配付)

○議長(土井茂夫君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、委員長及び副委員長の互選に関する事項について及び本会議会期及び日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(土井茂夫君) 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 令和3年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、2件の報告と15議案をご審議いただきましたが、いずれもご承認いただきまして、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

審議の中でいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、各般にわたり住民福祉の向上に生かしていくよう、町政運営に努めてまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げますとともに、残暑厳しい折から、健康には充分にご留意されますようお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で令和3年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

2日にわたってご苦労さまでした。

（午後 1時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

署 名 議 員 藤 井 利 一

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼